
学則(抄)・会則集・ 諸規定

学則(抄)	180
修業年限をこえる在学期間中の校納金に関する規程	185
卒業論文提出について(教務部内規)	185
留学に関する細則	185
英文学会会則	185
音楽学会会則	186
日本文学会会則	186
生活文化デザイン学会会則	187
人間文化学会会則	187
食品栄養学会会則	188
心理行動科学会会則	188
教育学会会則	189
現代ビジネス学会会則	190
学友会会則	190
学友会 執行委員長 選挙管理委員会規約	192
キリスト教女子青年会会則	192
Y.W.C.A.の活動	193
宮城学院奨学会規程	193
宮城学院女子大学奨学金規程	195
宮城学院女子大学留学奨学金規程	195
宮城学院女子大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程(抄)	196
宮城学院女子大学学長表彰規程	197
学生センター規程	198
学生センター使用規程	198
遺失物取扱規程	199
駐輪場利用規程	199
宮城学院女子大学研究生規程	199
宮城学院女子大学科目等履修生規程(学部)	200
宮城学院女子大学聴講生規程	201
宮城学院女子大学教育環境と人権を守るためのガイドライン	201
宮城学院女子大学長期履修学生規程	202

宮城学院女子大学学則（抄）

第1章 目的及び使命

第1条 本学は基督教に基いて女子に大学教育を施すことを以て目的とする。しかして学生に対し基督教愛の精神を鼓吹し、特に北日本における学術文化の向上と社会及び家庭生活の改善進歩を実現し、且つ、国際精神の育成につとめることを以て使命とする。

第1条の2 各学部の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 現代ビジネス学部現代ビジネス学科は、ビジネス学分野に関する教育研究をとおして、ビジネス学分野の学問体系の理解の基に、ビジネス学分野に関する基本的な知識を体系的に理解したうえで、ビジネス学の理論と実践の関係について理解する。さらに、これらを総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人の育成を行うことにより、地域社会への貢献を目指すことを教育研究上の目的とする。

(2) 教育学部教育学科では、教育学・保育学・心理学・社会福祉学に関する教育研究をとおして、教育・保育・福祉の専門分野の基礎的・基本的な知識や技能と課題を探求し解決するための基礎能力を身に付けた人材を育成していく。理論と実践の関係を踏まえ、総合的に実践する能力の習得に向けた教育を行うことで、学校や家庭・地域における教育・保育・福祉を主体的に創造する能力と態度を身につけ、生涯にわたって経験をとおして新たな知識や技能を獲得していくために必要な資質・能力を備えた幅広い職業人を育成することを教育研究上の目的とする。

(3) 生活科学部食品栄養学科は、基礎的な学習能力を養い、自然・社会に対する理解を深めるとともに、専門分野の体系的学習を通して、食と栄養にかかわる社会の課題を探求し、問題を解決する能力を身につける。また、学外での実習では、実践能力と地域社会に対する理解とを深め、演習により、知識の活用能力、論理的思考能力、コミュニケーション能力の修得を目指すことを教育研究上の目的とする。

(4) 生活科学部生活文化デザイン学科は、生活にかかわる諸問題について「文化」「環境」「デザイン」の側面から総合的にとらえる姿勢や情報収集と分析、プレゼンテーションなどの基礎的能力を養い、それらの基礎力と、生活科学及び建築学などの幅広い専門知識に基づき、各自の目標に応じて、教員、学芸員、建築士などの専門家として、次世代に向けた提案（教育、デザイン等）を行うことができる能力の修得を目指すことを教育研究上の目的とする。

(5) 学芸学部日本文学科は、文学・語学・文化・日本語教育の4分野から、幅広くかつ体系的に「日本のことばと文化」を学び、「日本のことばと文化」について専門的な知見を有し、国内外で社会の発展と文化的向上に貢献し得る教養ある社会人の養成を目指すことを教育研究上の目的とする。

(6) 学芸学部英文学科は、英語の実践的技能を高めながらことばの感性を磨くとともに、英語学、英米文学・文化の専門領域について学習し、自らの視野を広げ、国際理解の立場に立って、自分と異なる価値観を持つ人と意見の交流ができる能力を身につけることを教育研究上の目的とする。

(7) 学芸学部人間文化学科は、主体的な実践力を身につけることを目標とし、世界と日本の文化について総合的

な教養を身につけ、特定の学問や資格に偏らない柔軟な思考力の獲得と、国際社会で生き抜く力の養成を目指すことを教育研究上の目的とする。

(8) 学芸学部音楽学科は、音楽についての確かな専門知識と基礎能力をそなえた人材を社会、とりわけ演奏や教育の現場に送り出すことを目指す。器楽コースと声楽コースでは、演奏技術と表現力を高め、表現者として音楽文化の創造的発展に寄与する人材を育成する。また作曲コースでは、確かな理論的基礎と創作力をそなえ、作曲者・編曲者として社会のニーズに応えられる人材を養成する。いずれのコースにおいても、指導力、応用力、コミュニケーション力を磨き、教育や演奏の現場において指導者として活躍できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

第1条の3 前条の目的及び使命の達成並びに教育研究水準の向上を図るために、学内で自己点検・評価を行うものとする。

2 前項に係る組織並びに自己点検・評価に関する必要事項は、別に定める。

第2章 組 織

第2条 本学に、現代ビジネス学部、教育学部、生活科学部及び学芸学部を置く。

2 各学部に置く学科及び専攻は次のとおりとする。

学部	学科	専攻
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	
教育学部	教育学科	幼児教育専攻
		児童教育専攻
		健康教育専攻
生活科学部	食品栄養学科	
	生活文化デザイン学科	
学芸学部	日本文学科	
	英文学科	
	人間文化学科	
	心理行動科学科	
	音楽科	

3 教育学部教育学科児童教育専攻に、教育目標に応じて次の履修コースを設ける。

- 一 幼小コース
- 二 小特コース
- 三 小中コース

第2条の2 本学には大学院を置く。

大学院は、人文科学研究科英語・英米文学専攻、日本語・日本文学専攻、人間文化学専攻、生活文化デザイン学専攻及び健康栄養学研究科健康栄養学専攻をもって構成する。

2 大学院に関する規則は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は4年とする。ただし8年をこえて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。なお、長期履修期間を含めた学期間は8年を超えないものとする。

3 前項の長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第4条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部	学科・専攻	入学定員	収容定員
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	95名	380名
教育学部	教育学科 (幼児教育専攻)	170名 (90名)	680名 (360名)
	(児童教育専攻)	(50名)	(200名)
	(健康教育専攻)	(30名)	(120名)
生活科学部	食品栄養学科	100名	400名
	生活文化デザイン学科	60名	240名
学芸学部	日本文学科	100名	400名
	英文学科	70名	280名
	人間文化学科	70名	280名
	心理行動科学科	60名	240名
	音楽科	25名	100名

第4章 授業科目

第5条 本学には次の授業科目を置く。

一般教育科目

専門教育科目

教職に関する科目

図書館学に関する科目

学芸員に関する科目

学校図書館司書教諭に関する科目

第5章 履修方法及び課程修了の認定

第6条 本学は第1年度から一般教育科目の外に専門教育科目を履修せしめ、逐年これを増加する。

第7条 1授業科目の学修を修了した者には、別に定める単位を与える。(別表1、2-1、2-2、2-3、3、4、5、6、7、8及び9)

各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 第1項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第8条 授業科目の学修修了の認定は試験又は論文による。ただし、実験・実習、演習及び実技は平常の成績によって認定することができる。

第9条 各授業科目の試験成績は100点をもって最高とし、60点以上を合格とする。

第10条 各授業科目について授業時数の三分の一以上欠席した者は、その授業科目の学修修了の認定を受けることが出来ない。

第11条 授業料その他納付金未納の者は、授業科目修了の認定を受けることが出来ない。

第12条 正当な事由により試験を受けることが出来なかつた

者又は試験に不合格であった者の為に、追試験又は再試験を行なうことがある。

第13条 休学中の者はその学年次の試験を受けることができない。

第13条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第13条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

第13条の4 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の2第2項並びに前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第13条の5 本学において教育上有益と認めるときは、原則として予め本学と事前協議が成立している外国の大学又は短期大学もしくはこれに相当する教育研究機関へ学生が留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が得た学修の成果については、第13条の2第2項並びに第13条の3第2項及び前条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項による留学の期間は、在学期間に算入することができる。

4 留学に関して必要な事項については、別に定める。

第13条の6 外国人留学生(大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学した外国人留学生をいう。以下同じ)の教育について、本学が必要と認めるときは、第5条に規定する科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 外国人留学生は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち一般教育科目については16単位まで、外国語科目については8単位まで、日本語科目又は日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

第13条の7 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に

対応する学校における教育をいう)を受けた者の教育について本学が必要であると認める場合に準用する。

第6章 卒業及び学位

第14条 本学に4年以上在学し、次の卒業単位数を修得した者は教授会の議を経て学長が、卒業を認定し卒業証書・学位記を授与する。

学部	学科	卒業単位数
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	124単位
教育学部	教育学科	124単位
生活科学部	食品栄養学科	124単位
	生活文化デザイン学科	124単位
学芸学部	日本文学科	124単位
	英文学科	124単位
	人間文化学科	124単位
	心理行動科学科	124単位
	音楽科	124単位

- 2 編入学生については、前項の規定にかかわらず、本学に2年以上在学し、別に定める単位を修得しなければならない。

第14条の2 本学の第4学年に進級するためには、第3学年までに別に定める単位を修得しなければならない。

第15条 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第14条の規定によるほか所定の授業科目を履修しなければならない。(別表10-1)

取得できる教員免許状の種類は次のとおりである。

学部	学科・専攻	教員免許状の種類	教科等
教育学部	教育学科 幼児教育専攻	幼稚園教諭一種免許状	
	教育学科 児童教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	英語
	教育学科 健康教育専攻	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
生活科学部	食品栄養学科	栄養教諭一種免許状	
	生活文化 デザイン学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
学芸学部	日本文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
	英文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
	人間文化学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史・公民
	心理行動科学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	音楽科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽

- 2 司書の資格を得ようとする者は、第14条の規定によるほか所定の授業科目を履修しなければならない。(別表10-2)
- 3 学芸員の資格を得ようとする者は、第14条の規定によるほか所定の授業科目を履修しなければならない。(別表10-3)
- 4 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第14条の規定によるほか所定の授業科目を履修しなければならない。(別表10-4)
- 5 生活科学部食品栄養学科の学生であって栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則による栄養士又は管理栄養士養成に関する所定の授業科目を履修しなければならない。
- 6 生活科学部生活文化デザイン学科の学生であって一級

建築士、二級建築士及び木造建築士の受験資格を得ようと/orする者は、建築士法による所定の授業科目を履修しなければならない。

- 7 教育学部教育学科の学生であって保育士の資格を得ようと/orする者は、児童福祉法施行規則により厚生労働大臣が指定する授業科目を履修しなければならない。
- 8 教育学部教育学科の学生であって社会福祉士の受験資格を得ようと/orする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき指定された社会福祉に関する所定の授業科目を履修しなければならない。授業科目の履修については別に定める。

第16条 本学を卒業したものは、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位は、次の区分とする。

学部名	学科名	学位
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士(ビジネス学)
教育学部	教育学科	学士(教育学)
生活科学部	食品栄養学科	学士(食品栄養学)
生活科学部	生活文化デザイン学科	学士(生活文化デザイン学)
学芸学部	日本文学科	学士(日本文学)
学芸学部	英文学科	学士(英文学)
学芸学部	人間文化学科	学士(人間文化学)
学芸学部	心理行動科学科	学士(心理学)
学芸学部	音楽科	学士(音楽)

第7章 入学、退学、再入学、編入学、転入学、転学部、転学科、転専攻、休学、復学、転学及び除籍

第17条 入学の時期は学年の初めとする。

第18条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1)高等学校を卒業した者
- (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3)通常の課程以外の課程によって前号に相当する学校教育を修了した者
- (4)外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6)文部科学大臣の指定した者
- (7)大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (9)その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 入学を志願する者にたいしては、選抜のうえ教授会の議を経て学長が入学を許可する。

- 2 入学者選抜については別に定める。

第20条 本学を退学した者又は除籍者が、退学又は除籍後5年以内に再入学を志願するときは、前条の規定にかかわらず、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

- 2 第60条、第61条による退学者は再入学することができない。
- 3 第27条の2第3号による除籍者は再入学することができない。

第21条 本学に編入学を志願する者に対しては、選抜の上、教授会の議を経て学長が3年次に編入学を許可する。

- 2 本学に編入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1)日本の短期大学または高等専門学校を卒業した者
 (2)日本において学士の学位を取得した者
 (3)外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者
 (4)専修学校の専門課程を修了した者のうち、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者
- 3 編入学の選抜については別に定める。
- 4 編入学生については、大学等においてすでに履修した授業科目とその単位の全部または一部を、本学において履修した授業科目並びに単位として認定することができる。
- 第21条の2 本学に転入学する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 転入学生の選抜については別に定める。
- 3 転入学生については、大学等における在学年数および履修した授業科目とその単位の全部または一部を、本学においての在学年数および履修した授業科目並びに単位として換算または認定することができる。
- 第21条の3 本学の学部又は学科又は専攻の一から他の学部又は学科又は専攻に転学部又は転学科又は転専攻を願い出る者があるときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、必要があるときは試験を課す。
- 2 前項によって転学部又は転学科又は転専攻した者については、元の学部又は学科又は専攻の在学年数および履修した授業科目とその単位の全部または一部を、転学部又は転学科又は転専攻先の学部又は学科又は専攻の在学年数および履修した授業科目並びに単位として換算または認定することができる。
- 第22条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書を指定期日までに提出し、その他本学所定の手続きをしなければならない。
- 第23条 保証人はその学生の在学中、本人に係る一切の事件につき連帯の責任を負わなければならない。
- 第24条 病気その他の止むを得ない事由により3ヵ月以上修学することができない者は、申し出により、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 引続き休学する期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事情がある場合は、その延長を許可することがある。
- 3 休学の期間は通算して4年をこえることができない。ただし、特別の事情がある場合は、願い出によりその延長を許可することがある。
- 4 休学期間内にその事由が無くなったときは、復学を願い出ることができる。
- 5 休学期間の満了した者は、届け出なければならない。
- 第24条の2 学長は、病気その他の事情により修学が適当でないと認められる者について、教授会の議を経て休学を命ずることができる。ただし、緊急を要する場合は教授会の議を経ることなく、休学を命ずることができる。
- 2 学長は、前項の規定により休学を命じられた者が休学期間にその事由が無くなったときは、復学を命ずる。
- 第25条 休学が引き続き3ヵ月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。
- 第26条 他の大学に転学を志望する者があるときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。
- 第27条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 第27条の2 次の各号の一に該当する者があるとき、学長は教授会の議を経て除籍することができる。
- (1)所定の期日までに当該年度授業科目的登録をしない者。
 (2)学費納入期限後3ヶ月を経過してもなお納入しない者。
 (3)第3条に定める在学年限をこえた者。
 (4)長期間にわたり行方不明の者。
- 第27条の3 在学中に死亡した者は除籍となる。
- ## 第8章 校納金、入学金及びその他の納付金
- 第28条 入学検定料、入学金及び校納金は別表11、別表12-1及び別表12-2に定めるとおりとし、授業料は、前期後期に分納するものとする。
- その他の納付金は別に定め、指定期日までに納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、審査のうえ入学検定料および入学金ならびに授業料を減免することができる。
- 3 修業年限をこえる在学期間中の校納金については別に定める。
- 第29条 (削除)
- 第30条 (削除)
- 第31条 休学期間中の授業料は徴収しない。
- 第32条 すでに納めた授業料、入学金及びその他の納付金は事情の如何にかかわらず返還しない。
- 第33条 在学中において授業料及びその他の納付金に変更があったときは新たに定められた金額にもとづいて納めなければならない。
- ## 第9章 職員組織
- 第34条 本学には学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置きその定員は別に定める。
- 第35条 学長は本学を統轄しこれを代表する。
- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる。
- 3 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 4 准教授は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 5 講師は教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 6 助教は知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 7 助手は所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
- 8 事務職員は学長の命を承けて事務に従事する。
- ## 第10章 教授等の資格及び任免
- 第36条 本学の教授、准教授の資格、任免、待遇等については別に定めるところによる。
- 2 但し、教授、准教授の任免にあたっては、法人理事会の決議を必要とする。
- ## 第11章 教授会
- 第37条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。教授会は、学長、副学長、専任教授、専任准教授および専任講師をもって構成する。
- 第38条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。
- 第39条 教授会の成立は、定員の三分の二以上の出席を必要とする。
- 第40条 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
 (2)学位の授与
 (3)本学教員の採用、昇進及び進退に関する事項
 (4)役員選出に関する事項
 (5)前4項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1)学長候補者の選考に関する事項
 - (2)研究及び教授に関する事項
 - (3)学則及び教育課程に関する事項
 - (4)学則及び規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (5)学生の学業成績に関する事項
 - (6)学生の指導及び賞罰に関する事項
 - (7)大学の行事、事業計画に関する事項
 - (8)その他教授会が必要と認めた事項
- 第12章 図書館及び併設学校
- 第41条 本学に図書館を設け本学教職員及び学生の研究に資する。
- 第42条 学校法人宮城学院の併設する次の学校は、本学の教職に関する科目の実地研究に資する。
- (9)宮城学院高等学校
 - (10)宮城学院中学校
 - (11)宮城学院女子大学附属認定こども園「森のこども園」
- 第43条 図書館及び併設学校に関する細則は別に定める。
- 第13章 研究生、科目等履修生、聴講生、委託生、特別聴講生
- 第44条 本学において特定の専門事項について研究する者を、学長は、教授会の議を経て、研究生として研究を許可することができる。
- 第45条 本学の学生以外の者で、本学の開設する授業科目中一又は複数の授業科目を学修する者を、学長は、教授会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 履修した授業科目については、その単位を授与することができる。
- 第45条の2 本学の学生以外の者で、本学の開設する授業科目中一又は複数の授業科目の単位修得を目的としないで聴講する者を、学長は、教授会の議を経て、聴講生として聴講を許可することができる。
- 第46条 国内外の公共機関等から、本学において学修することを委託された者を、学長は、教授会の議を経て、委託生として受入を許可することができる。
- 第46条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は特別聴講生として授業科目の履修を許可することができる。
- 第47条 研究生、科目等履修生、聴講生、委託生及び特別聴講生の納付すべき入学検定料、入学金及び授業料年額は、別表13に定めるとおりとする。
- 2 授業料は、研究生、委託生はこれを前期後期の二期に分納するものとし、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生はこれを前期に一括納入するものとする。
- 3 研究生、科目等履修生、聴講生、委託生及び特別聴講生はその他の納付金を、別に定める指定期日までに納入しなければならない。その他の納付金は別に定める。
- 第48条 研究生、科目等履修生及び聴講生については、本章に規定するもののほか、別に定めるところによる。委託生については本章に規定するもののほか、他の各章の規定を準用する。
- 第49条 研究生、科目等履修生、聴講生、委託生及び特別聴講生は、正規の課程の学生と同じく一般の規則を守らなければならない。
- 第14章 生涯学習
- 第50条 生涯学習は、教授会の議を経て開設する。生涯学習に関する事項は別に定める。
- 第15章 学年、学期及び休業日
- 第51条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を2学期に分ける。
 前期は4月1日から9月30日まで
 後期は10月1日から翌年3月31日まで
- 3 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週とする。
- 第52条 休業日は下記のとおりとする。但し休業日でも実習、又は特別講義を行うことがある。
- (1)日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (2)創立記念日 9月18日
 - (3)春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (4)夏季休業 7月15日から8月31日まで
 - (5)冬季休業 12月24日から翌年1月8日まで
- 春季、夏季、冬季休業の期間は、必要により変更することがある。
- 2 第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。
- 第16章 学寮及び厚生・保健施設
- 第53条 本学には学生のために学寮を置く。
- 第54条 (削除)
- 第55条 学寮に関する細則は別に定める。
- 第56条 本学は教職員及び学生の健康管理のためセンターを設ける。
- 第57条 本学は学生の体育向上に資するため、体育館、庭球コート、その他必要な運動施設を設ける。
- 第58条 本学は学生厚生のため学生ホールを設ける。
- 第17章 賞罰
- 第59条 本学の目的及び使命に則り他の模範となる行為のあった学生に対し、教授会の議を経て学長はこれを賞することができる。
- 第60条 本学の学則に背き、又は学校の秩序を乱し学生としての本分に反した行為あるときは、教授会の議を経て学長はこれを懲戒することができる。
- 2 懲戒は、謹責、停学、退学とする。
- 第61条 前条2項の退学は下記の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2)学力劣等で成績の見込がないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4)学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 第18章 地域連携
- 第62条 本学は、地域連携及び地域貢献活動に組織的な取り組みを行う。
- 附 則 (略)

修業年限をこえる在学期間中の 校納金に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、宮城学院女子大学学則第28条第3項に定める「修業年限をこえる在学期間中の校納金」(以下「校納金」という)について規程するものである。

(校納金の額)

第2条 9月期卒業等により半期在学する場合の校納金は、半期相当の額とする。

(校納金の減額措置)

第3条 校納金は、授業科目履修登録単位数に応じ、本人の申し出により減額することができる。

- 2 年度の履修登録単位数が16単位以下または半期在学の履修登録単位数が8単位以下の場合は、当該期間の校納金の半額を免除することができるものとする。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(附 則)

1. 本規程は2007年4月1日より施行する。
2. 本規程は2015年4月1日より改正施行する。

卒業論文提出について（教務部内規）

第1条 卒業論文の提出締切は、卒業年度の1月16日午後4時とする。

第2条 前条の日時までに提出出来なかった者は、翌年度7月16日午後4時までに提出することができる。

第3条 第2条の日時までに提出された論文については、同年7月中に審査を行い、合格した者については教授会の議を経て9月期の卒業を認めることができる。

(附 則)

1. 提出締切日が土曜日又は休日・祝日に当たる場合にはその翌日とする。
2. 既に単位修得不足で当該年度に卒業ができない者についてもこの内規の適用をうけることができる。
3. 遅延者の納付金は半期分とする。
4. この内規は2014年4月1日より改定実施される。

宮城学院女子大学留学に関する細則

(目的)

第1条 学則第13条の5の規程により留学する場合の取扱いは、学則に定めるもののほか、この細則に定めるところによるものとする。

(留学の資格および期間)

第2条 留学する資格のある者は、本学に少なくとも1年以上在学し、本学において30単位以上授業科目の単位を修得した者に限る。

第3条 留学の期間は原則として3ヶ月以上1年以下とする。

- 2 留学期間の延長を希望する場合には、所属学科長を経て、所定の「留学期間延長願」を留学終了期日の2か月前までに大学国際交流委員会に提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、留学期間は通算して2年を限度とする。

(留学の出願および選考)

第4条 留学を希望する者は、所属学科の議を経て、所定の「留学願」および「留学計画書」を、留学開始期日の6か月前までに、大学国際交流委員会に提出しなければな

らない。

第5条 留学希望者の審査・選考は、大学国際交流委員会がこれを行う。

- 2 学生が、本学と未だ事前協議が成立していない外国の大学・短期大学もしくはこれに相当する教育研究機関を留学先として希望する場合には、大学国際交流委員会は、それが的確な留学先であるか否かを、客観的な資料に基づいて判断しなければならない。

第6条 留学する者の決定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

- 2 留学の決定がなされた学生は、所定の「誓約書」を学長に提出しなければならない。

(単位認定)

第7条 留学期間中の留学先における学修の成果について単位認定を受けようとする場合には、所属学科長を経て、所定の「単位認定願」を教務部長へ提出しなければならない。

- 2 単位の認定は、教務部委員会の議を経て教務部長がこれを行う。

(留学後の継続履修)

第8条 後期から留学する者で、留学期間が1年以内の者に限り、前期に履修した通年の授業科目については、帰国後の後期にその授業科目を継続履修することにより、単位を認定することができる。

- 2 前項の規定により継続履修を希望する場合には、留学前に所属学科長を経て、所定の「継続履修願」を教務部長へ提出しなければならない。

(履修科目登録手続上の特例)

第9条 留学によって所定の履修登録期日までに科目登録ができるない学生は、帰学後科目登録をすることができる。

(留学後の手続き)

第10条 留学を終了した学生は所定の「帰学届」および「留学報告書」を速やかに学長へ提出しなければならない。

(留学期間中の学費)

第11条 本学所定の納付金は、留学期間について全額免除する。ただし、納付金について留学先の機関の間に協定がある場合には、その協定によるものとする。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(附 則)

1. この細則は、1992年4月1日より施行する。
2. この細則は、1995年11月10日改正施行する。
3. この細則は、2015年4月1日改正施行する。

宮城学院女子大学英文学会会則

第1条 (名称) 本会は、宮城学院女子大学英文学会と称し、その事務所を宮城学院女子大学英文学科内におく。

第2条 (目的) 本会は、文化、文学、語学の研究を主とし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員) 本会会員は、本学院の英文学科全学生、大学院生及び英文学科専任教員とする。尚、英文学科卒業生は、本会の準会員となることができる。

第4条 (活動) 本会は、第2条の目的を達するために、次のようなことを行うことができる。

- (1)講演会、研究発表会、弁論大会、キャンプ
- (2)機関誌の発行
- (3)研究サークルの活動

- (4)学内外の研究団体との交流
 (5)その他本会の目的を達するために必要な活動
- 第5条 (役員)** 本会に、次の役員をおく。
- (1)会長 1名
 - (2)顧問 若干名
 - (3)委員長 1名 委員若干名
委員は本会の事業を遂行するために、研究・図書・ニュースレターの編集・会計などの事務を分掌する。
 - (4)会計監査 2名
会計監査は、3月に行う。ただし、必要に応じて隨時行うことができる。
(役員選出方法)
 - (5)会長は英文学科長を推す。
 - (6)顧問は本学院の英文学科専任教員がこれに当たる。
 - (7)委員は各学年中より選出される。その任期は1ヶ年とする。ただし、再選は妨げない。
 - (8)委員長は、委員の互選による。
 - (9)会計監査は会員により推薦あるいは選挙によって決める。
- 第6条 (総会)** 総会は、下記の通り行う。
- (1) (定期総会)
定期総会は毎年1回開く。
 - (2) (臨時総会)
委員会は、臨時総会を招集することができる。全会員の10分の1以上の要求があれば、委員会はその招集を決定しなければならない。
- 第7条 (定足数)** 各々の総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。
- 第8条 (議決)** 総会において議決を要する場合には、出席会員の3分の2以上によって決する。
- 第9条 (会費)** 会員は一定額の会費を納める。
- 第10条 (会計年度)** 会計年度は1ヶ年とする。
(4月1日～3月31日)

宮城学院女子大学音楽学会会則

第1章 名 称

- 第1条** 本会を宮城学院女子大学音楽学会と称する。
第2条 本会は、その事務局を宮城学院女子大学音楽科に置く。
- 第2章 目 的**
- 第3条** 本会は、音楽の研究を推進し、併せて会員の教養を高め、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3章 事 業**
- 第4条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)学外の講師による講演会
 - (2)研究会、研究発表会、講習会等
 - (3)大学内外の研究団体との連絡および協力
 - (4)その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第4章 組 織

- 第5条** 本会は、会員および準会員をもって組織する。
- 2 会員は、宮城学院女子大学音楽科在学生および教職員とする。
 - 3 準会員は、音楽科卒業生および非常勤講師とする。ただし、準会員は本会則の第3章、5章、6章、7章および8章の規定に関する権限をもたない。

第5章 役 員

- 第6条** 本会に次の役員を置く。
- (1)会長 1名

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2)顧問 若干名
顧問は、会長を補佐し、本会の事業推進のために適切な助言をする。
- (3)委員 若干名
委員は、本会の活動を遂行するため、講演、研究等に関する事務を行う。
- (4)会計監査 2名
会計監査は、本会の会計を監査する。

第6章 運 営

第7条 役員の選出と任期

- (1)会長には、音楽科長を推す。
 - (2)顧問は音楽科教員より推す。
 - (3)委員は各学年の会長より互選により推す。
 - (4)会計監査は教員の互選により1名、委員より1名推す。
- 2 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 会 計

第8条 本会の運営は、会費およびその他の収入によって行う。

第9条 会員は、所定の会費を負担する。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

第11条 会則の変更は、音楽科会議を経て会員総会の議決を経なければならない。

附 則

本会則は、2001年4月1日から施行する。

宮城学院女子大学日本文学会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、宮城学院女子大学日本文学会と称する。

第2条 本会は、事務局を宮城学院女子大学内日本文学会室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、日本文学に関する研究を推進し、会員の教養を高めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会、読書会、座談会、講演会及び講習会などの開催。
- 2 日本文學に関する研究研究資料の収集及び公表
- 3 機関誌『日本文学ノート』並びに会報『葉』の発行
- 4 図書の購入、管理及び貸出
- 5 他の研究団体との連絡及び協力
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 組 織

第5条 本会は、会員及び準会員をもって組織する。会員は、宮城学院女子大学日本文学学科の学生及び宮城学院女子大学大学院日本語・日本文学専攻の大学院学生並びに教授、准教授、専任講師、及び副手とし、準会員は、卒業生及び非常勤講師とする。ただし、準会員は、本会則の第4章、第5章、第6章及び第7章の規定に関する権限をもたない。

第6条 本会に委員会を置く。委員会は、日本文学科の学生によって組織し、本会の事務及び運営に当たる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
会長は、日本文学会を代表し、会務を統括する。
- 2 顧問 若干名
顧問は、会長を補佐し、各部に属して、本会の事業を推進するために適切な助言を行う。
- 3 委員 若干名
委員は、本会の活動を遂行するために、企画・図書・編集及び会計などの各事務を分掌する。
- 4 監事委員 4名
監事委員は、本会の会計を監査する。監査は、3月に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。
- ### 第5章 役員の選出
- 第8条 1 会長には、日本文学科科長を推戴する。
2 顧問は、日本文学科教員の中から委員会が委嘱する。
3 委員は、各学年からの推薦又は選挙によって選出する。
4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。
5 各部の担当は、委員の互選によって決める。
6 監査委員は、各学年からの推薦又は選挙によって選出する。
- 第9条 本会役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ### 第6章 総会
- 第10条 本会は、毎回1回定期総会を開き、会務について報告し、審議する。総会は、本会会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も含むものとする。議決には、出席者数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第11条 臨時総会は、会員の5分の1以上の要請又は委員会の必要に応じて招集することができる。
- ### 第7章 会計
- 第12条 本会の経費は、会費その他の収入にもってあてる。
- 第13条 会員は、入会金及び所定の会費を納入するものとする。ただし、必要に応じて会費を分納することができる。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- ### 第8章 会則の変更
- 第15条 会則の変更は、総会の議決を経なければならない。
- ### 附則
- 本会則は、1976年11月5日から施行する。
本会則は、1985年5月21日から施行する。
本会則は、1994年5月24日から施行する。
本会則は、1995年5月19日から施行する。
- ### 宮城学院生活文化デザイン学会会則
- 第一条 (会の名称)**
本会は、宮城学院生活文化デザイン学会と称し、宮城学院女子大学生活文化デザイン学科内に置く。
- 第二条 (目的)**
本会は会員相互の協力により生活文化デザインに関する研究を助長し、会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。
- 第三条 (事業活動)**
本会は目的達成のため以下の事業を行う。
一 宮城学院「生活文化デザイン学科年報」および「論文・設計報集」の発行
- 二 研究発表会および講演会の開催と共に
三 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
四 会員に支給する慶弔費の取扱いは細則による。
- 第四条 (本会の会員)**
- 一 本学生活文化デザイン学科の学生及び本学大学院生活文化デザイン学専攻の大学院生並びに本学科専任教職員
 - 二 その他、会長が入会を認めたもの
- 第五条 (役員構成と会の運営)**
本会の役員は以下の構成とし、事業の企画および運営を行う。
- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 委員 若干名
- 第六条 (役員の選出)**
- 一 会長は、本学生活文化デザイン学科長が兼務する。
 - 二 副会長および委員は、第四条一項の会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第七条 (委員の任期)**
本会委員の任期は一年とする。ただし、重任は妨げない。
- 第八条 (会費及び会計年度)**
- 一 本会会員は一定の会費を負担するものとする。
 - 二 会費の額は役員会で決議し、会員に報告するものとする。
 - 三 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
 - 四 会計報告は、毎年年度末に役員会の承認を得て、会員に報告するものとする。
- 第九条 (会則の改廃)**
本会則の改廃は役員の決議により行い、会員に報告するものとする。
- 附則**
本会則は2013年4月1日より施行する。
- 細則**
別途定める。
- 付記**
本会会員には生活文化学科学生も含まれる。
- ☆宮城学院生活文化学会会則は、2013年3月31日をもって廃止とする。
- ### 宮城学院女子大学人間文化学会会則
- 第一章 名称**
第1条 本会を宮城学院女子大学人間文化学会と称する。
- 第二章 目的および事業**
第3条 本会は、人間文化にかかる研究を推進し、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。
- (1)研究会、講演会、講習会、研修旅行などの開催
 - (2)研究資料の調査、収集およびその公表
 - (3)機関誌「人間文化研究ノート」などの発行
 - (4)図書の購入およびその管理・貸出
 - (5)他の研究団体と連絡協力
 - (6)その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第三章 組織**

- 第5条 本会は、会員および準会員をもって組織する。
- 2 会員は宮城学院女子大学人間文化学科在学生ならびに専任教職員とする。
 - 3 準会員は、卒業生および非常勤講師とする。ただし、準会員は本会則第4章、第5章、第6章および第7章の規定に関する権限をもたない。
- 第6条 本会に委員会を置く。
- 2 委員会は、人間文化学科の学生によって組織し、本会の事務および運営に当たる。
- 第4章 役 員
- 第7条 本会に次の役員を置く
- (1)会長 1名
会長は、人間文化学会を代表し、会務を統括する。
 - (2)顧問 若干名
顧問は、会長を補佐し、学会の事業を推進するために適切な助言を行う。
 - (3)委員長 1名、副委員長 2名、委員若干名
委員は、本会の活動を遂行するために、研究、機関誌の編集、図書、会計などに関する事務を行う。
 - (4)会計監事 2名
会計監査は、3月に行う。ただし、必要に応じて隨時行うことができる。
- 第5章 役員の選出と任期
- 第8条 本会の役員は、以下の方法で選出する。
- (1)会長には、人間文化学科科長を推す。
 - (2)顧問は、人間文化学科の教員がこれに当たる。
 - (3)委員は、各学年の会員からの推薦または選挙によって決める。
 - (4)委員長、副委員長は委員の互選によって決める。
 - (5)会計監事は、教員の互選によって1名、学生会員からの推薦または選挙によって1名を決める。
- 第9条 本会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6章 総 会
- 第10条 本会は、毎年1回定期総会を行う。
- 2 総会は、本会会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
 - 3 議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第11条 臨時総会は、会員の5分の1以上の要請または委員会の必要に応じて開くことができる。
- 第12条 総会における審議事項は以下の通りとする。
- (1)役員の選出
 - (2)予算および決算
 - (3)活動報告及び活動方針
 - (4)その他、会の活動に必要な事項
- 第7章 会 計
- 第13条 本会の運営は、会費およびその他の収入によって行う。
- 第14条 会員は、所定の会費を納入するものとする。ただし、必要に応じて会費を分納することができる。
- 2 会費は当分の間年額3,000円とする。
- 第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第8章 会則の改定
- 第16条 会則の改定は、総会の議決を経なければならない。
- 附 則
- 本会則は、1996年7月12日より施行する。

宮城学院食品栄養学会会則

第1条 (会の名称)

本会は宮城学院食品栄養学会と称し、宮城学院女子大学内に置く。

第2条 (目 的)

本会は会員相互の協力により食品栄養学の研究を助長し、会員相互の教養と親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業活動)

本会は目的達成のため以下の事業を行う。

- 1 宮城学院「食品栄養学会ノート」(会誌)の発行
- 2 研究発表会および講演会の開催と共に
- 3 その他、本会の目的を達成させるために必要な事業
- 4 会員に支給する慶弔費の取扱いは細則による

第4条 (本会の会員)

- 1 本学食品栄養学科および関係各科の教職員
- 2 本学食品栄養学科学生およびその卒業生
- 3 その他本学他学科卒業生で、会長が入会を認めたもの

第5条 (役員構成と会の運営)

本会に役員は以下の構成とし、事業の企画および運営を行う。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 委員 若干名

第6条 (役員の選出)

- 1 会長は、本学食品栄養学科長を兼務する
- 2 副会長および委員は第四条一項および同条二項のそれぞれの会員中から選出し、会長が委嘱する

第7条 (委員の任期)

本会役員の任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 (会費および会計年度)

- 1 本会会員は一定の会費を負担するものとする。
- 2 会費の額は役員会で決議し、会員に報告するものとする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 4 会計報告は、毎年年度末に役員会の承認を得て、会員に報告するものとする。

第9条 (会則の改廃)

本会則の改廃は役員の決議により行い、会員に報告する。

附 則

- 1 本会則は2000年4月1日より施行する。
- 2 本会則は2007年4月1日改正施行する。

細 則

別途定める。

宮城学院女子大学心理行動科学会会則

(趣 旨)

第1条 宮城学院女子大学心理行動科学科に、人間の心理や行動にかかわる研究を推進し、会員相互の教養を高めるとともに、親睦を深めることを目的として、宮城学院女子大学心理行動科学会（以下「本会」という）を設置する。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- 一 研究会、講演会、講習会、研修旅行等の企画および開催
- 二 会員の研究成果の公表
- 三 機関紙の発行
- 四 会員の研究の支援
- 五 他の研究団体との連絡および協力
- 六 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(組 織)

第3条 本会は、宮城学院女子大学心理行動科学科の在学生および専任の教職員によって構成する。

- 2 前項の会員の推薦により、宮城学院女子大学心理行動科学科の卒業生および非常勤講師を準会員とすることができます。
- 3 本会内に学生委員会を置き、本会の事務および運営にあたる。

(役 員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 顧問 若干名
- 三 学生委員長 1名
- 四 学生副委員長 2名
- 五 学生委員 若干名
- 六 会計監事 2名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。会長は、心理行動科学科長がこれにあたる。
- 3 顧問は、顧問会を組織して会長を補佐し、本会の運営について助言を行う。顧問は、心理行動科学科教員がこれにあたる。
- 4 学生委員は、学生委員会を組織して、本会の事業を行うための事務を行う。
- 5 学生委員長は、学生委員会を統括する。学生委員長は、学生委員の互選によって選出する。
- 6 学生副委員長は、学生委員長を補佐する。学生副委員長は、学生委員の互選によって選出する。
- 7 学生委員は、本会の活動にかかる企画、編集、会計等の業務を行う。学生委員は、心理行動科学科各学年の会員の推薦または選挙によって決める。
- 8 会計監事は、各年度末に本会の会計にかかる監査を行う。会計監事は、心理行動科学科教員の互選による1名および学生会員からの推薦または選挙による1名がこれにあたる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
(総 会)

第6条 本会は、毎年1回定期総会を行う。

- 2 総会は、本会会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含めることができる。
- 3 総会の議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 会員の5分の1以上の要請があるとき、または顧問会あるいは学生委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
- 5 総会の審議事項は次の各号とする。
 - 一 役員の選出
 - 二 予算および決算
 - 三 活動報告および活動方針
 - 四 その他、本会の活動に必要な事項

(会 計)

第7条 本会の運営は、会費およびその他の収入によって行う。

- 2 会員は、毎年度所定の会費を納入するものとする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改 廃)

第8条 本会則の改廃は、総会の議を必要とする。

附 則

- 1 本会則は2007年4月1日より施行する。
- 2 本会則は2013年4月1日より改正施行する。

宮城学院女子大学教育学会会則

第1条 (会の名称)

本会は宮城学院女子大学教育学会と称し、宮城学院女子大学教育学科内に置く。

第2条 (目 的)

本会は、教育にかかわる研究を推進し、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 研究会、講演会、講習会、勉強会などの開催
- 2 機関誌などの発行
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 (本会の会員)

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 本学教育学科の在学生、教授、准教授、助教、助手、副手
- 2 その他、会長が入会を認めたもの

第5条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
会長は、教育学会を代表し第3条に関わる諸活動についての責任を負う。
- 2 顧問 若干名
顧問は、教育学会の会長を補佐し、本会活動の助言をする。
- 3 委員長 1名、委員 5名
委員は、本会の活動を遂行するために企画、広報、編集、会計などに関する事務を行う。委員長及び委員は、各専攻からそれぞれ選出する。
- 4 会計監事 2名
会計監事は、本会の会計を監査する。

第6条 (役員の選出)

- 1 会長は、本学教育学科長がこれにあたる。
- 2 顧問は、本学教育学科の教員がこれにあたる。
- 3 委員は、各専攻の会員から各2名を推薦または選挙によって決める。
- 4 委員長は、委員の互選によって決める。
- 5 会計監事は、教員の互選によって1名、学生会員からの推薦または選挙によって1名を決める。

第7条 (役員の任期)

本会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 (総 会)

- 1 定期総会を毎年1回行う。
- 2 臨時総会は、全会員の5分の1以上の要請または委員会の要請によって開くことができる。
- 3 総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。

- 4 議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 5 総会における審議事項は、以下の通りとする。
 - (1)役員の選出
 - (2)予算及び決算
 - (3)活動報告及び活動方針
 - (4)その他、会の活動に必要な事項

第9条（会費および会計年度）

本会の運営は、会費によって行う。

- 1 会員は、所定の会費を負担するものとする。
- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 3 監事は、当該年度の監査を行い、会員に報告するものとする。

第10条（会則の改廃）

会則の改廃は総会の決議を経なければならない。

附 則

本会則は、2016年4月1日より施行する。

宮城学院女子大学現代ビジネス学会会則

第1条（名称）

本会は、宮城学院女子大学現代ビジネス学会と称する。

第2条（目的）

本会は、現代ビジネス学にかかわる勉学や研究を推進し、会員の学識と教養を高め親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)研究会、講演会、講習会、研修会等の開催
- (2)研究成果等の発表
- (3)機関誌等の発行
- (4)ホームページの運用
- (5)図書、資料等の収集および管理
- (6)学内外の研究機関との交流
- (7)その他、目的を達成するために必要な事業

第4条（組織）

本会は、現代ビジネス学部・学科の学生、専任教員および副手によって構成される。

2 なお、現代ビジネス学部・学科の卒業生、非常勤講師を準会員とすることができます。

第5条（役員の構成）

本会は、以下の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)執行委員長 1名
- (3)副執行委員長 2名
- (4)執行委員 若干名
- (5)会計監事 2名
- (6)顧問 若干名

第6条（役員の選出）

本会は、以下のように役員を選出する。

- (1)会長は、現代ビジネス学部長ないし学科長が兼務する。
- (2)執行委員は、選挙によって選出される。
- (3)執行委員長、副執行委員長は、執行委員の互選によって選出される。
- (4)会計監事は、選挙によって選出される。
- (5)顧問は、専任教員から選出される。

第7条（役員の任期）

本会は、役員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条（総会）

本会は、年1回の定期総会を開催する。

2 なお、会員の5分の1以上の要請、または会長の認めるところにより、臨時総会を開催することができ

る。

3 いずれの総会も、会員数の2分の1を定足数とする。ただし、委任状を含むものとする。

4 総会の議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

5 総会における審議事項は、以下のものとする。

- (1)活動報告
- (2)決算報告
- (3)活動方針
- (4)予算方針
- (5)役員の選出
- (6)その他、本会の活動に必要な事項

第9条（会計）

本会は、会費その他の収入によって運営を行う。

2 会員は、所定の会費を納入するものとする。

3 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10条（改廃）

本会則の改定は、総会の決議をもって行う。

付 則

本会則は、2016年5月26日より施行される。

宮城学院女子大学学友会会則

第1章 総 則

第1条

本会は宮城学院学友会と称する。

第2条

本会は本学の教育精神に則り、会員相互鍛磨によって文化の向上、体育の増進、生活福祉を図り、もって本学学風の振興に資するものとする。

第3条

本会は本学専任教員および全学生をもって組織する。

第4条

本会は本大学内に事務所を置く。

第2章 構 成

第5条

本会は第2条の目的を達成するために以下の両部門に属する各部、各同好会を設置する。

文化部門—美術部、写真部、合唱部、演劇部、文芸部、茶道部、華道部、放送部、クラシックギター部、箏曲部、英語部、軽音楽部、書道部、漫画研究部、ウィンドオーケストラ部、福祉ボランティア部、ミュージカル部、手話部、学習ボランティア部、子どもの人形劇&遊び部

(同好会)—自給自足の会、ジャズ研究会、ハンドメイド同好会、ゲーム同好会、将棋同好会、競技かるた同好会

体育部門—バスケットボール部、ソフトテニス部、卓球部、バレー部、バドミントン部、フォークダンス部、競技ダンス部、アーチェリーパー、少林寺拳法部、弓道部、オリエンテーリング部、スキーパー、水泳部、陸上部、チアリーディング部、ラクロス部、よさこい部、ソフトボール部

(同好会)—スカッシュ同好会、チャレンジスポーツボランティア同好会、剣道同好会、フラダンス同好会、ダンス同好会

第3章 役 員

第6条

本会には次の役員を置く。

1 会 長 1名

2 執行委員長 1名

3 執行副委員長 2名

4 執行委員 9名（会計委員2、記録委員、編集委員、体育部門代表委員、文化部門代表委員）

- 5 会計監査委員 3名
 6 部長、同好会長各部各同好会より 1名ずつ
 7 参与 3名
- 第7条 各部各同好会は本学専任教員の中から顧問を置くことができる。
- 第8条 役員の任務
- 1 会長は本会を代表・総括し、その責任を負う。
 - 2 執行委員長は、執行委員会を代表・総括し、その責任を負う。また本会の全般の活動状況を把握し、会長との連絡、報告の任にあたる。
 - 3 執行副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。
 - 4 執行委員
 - (イ)会計委員は学友会費の管理にあたる。
 - (ロ)記録委員は執行委員会、部長会の記録とその保管にあたる。
 - (ハ)編集委員は本会の機関誌（紙）の編集、発行の任にあたる。
 - (ニ)体育部門代表委員は同部門を代表し総括する。
 - (ホ)文化部門代表委員は同部門を代表し総括する。
 - 5 会計監査委員は年次会計監査の任にあたる。
 - 6 部長、同好会長は各部各同好会を代表・総括し、その運営にあたる。
 - 7 参与は会長を補佐し会務に参与する。
- 第4章 役員の選出および任期
- 第9条 役員の選出
- 1 会長は学長がこれにあたる。
 - 2 執行委員長は全学友会員の中から選挙によって選出される。
 - 3 執行副委員長は、委員長が指名し総会の承認を必要とする。
 - 4 執行委員
 - (イ)会計、記録、編集担当の各委員は委員長が指名し、総会の承認を必要とする。
 - (ロ)体育部門、文化部門の代表委員は部長会によって選出され、総会の承認を必要とする。
 - 5 会計監査委員は教員を含めた他の役員を除く全学友会員の中から選出される。
 - 6 部長、同好会長は各部、各同好会の部員（構成員）の中から互選される。
 - 7 参与は本学専任教員の中より会長が委嘱する。
 - 8 執行委員長のリコールは全学友会員の三分の二以上の申請があった場合、総会を開き、審議する。
- 第10条 役員の任期は会長を除いては1ヶ年とし、秋季総会から次年度秋季総会までとする。ただし、任期終了時でも後任者の就任まではその任にあたるものとする。
- 第5章 選挙管理委員会
- 第11条 選挙管理委員会は委員長ならびに会計監査委員選挙の際に組織され、委員は学友会所属団体各1名とする。
- 第12条 選挙管理委員会は別に定める規約にしたがって選挙に関する一切を処理する。
- 第6章 会議
- 第13条 本会は次の四つの会議をもつ。
- 1 部会、同好会会議
 - 2 部長会
 - 3 執行委員会
 - 4 総会
- 第14条 招集と機能
- 1 部会、同好会は各部長、各同好会長がそれぞれの規約に従って招集し、各部、各同好会の活動、運営にあたる。
- 2 部長会は執行委員長が各部長、各同好会長を招集し、定期にこれを開く。ただし、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。部長会は各部、各同好会間、および各部、各同好会と執行委員会との連絡にあたり、上記三者から提出される各種議案を審議する。
- 3 執行委員会は執行委員長が招集し、定期にこれを開く。執行委員会は、各部、各同好会より提出された
- (イ)名簿
 - (ロ)決算書および活動報告書
 - (ハ)予算書および活動計画書に基づき、本会の活動方針、行事計画、予算、決算、その他の原案を作成し、部長会の審議、承認を経た上で総会に提出する。
- 4 総会は会長が招集し、年に2回これを開く。
- ただし、次の場合、臨時にこれを開くことができる。
- (イ)全学友会員の三分の二以上の要求がある場合。
 - (ロ)部長会の構成員の三分の二以上の要求がある場合。
 - (ハ)その他の執行委員会が緊急必要と認めた場合。総会議長は執行委員会の指名と総会の承認により、総会ごとに選出されるが、これを補佐する副議長は議長が指名する。総会は次の事項について審議し決議する。
 - (イ)年間行事計画
 - (ロ)予算および決算
 - (ハ)会則の変更に関すること。
 - (シ)その他課外活動に関する重要事項。
- 第15条 成立の議決
- 1 部会、同好会は、それぞれの規約に従って成立し、議決する。
 - 2 部長会は構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も含むものとする。部長会における議決は出席人数の三分の二以上の賛成を必要とする。
 - 3 執行委員会は構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。執行委員会における議決は出席人数の三分の二以上の賛成を必要とする。
 - 4 総会は、本会の最高議決機関であり、その構成員の三分の二以上の出席ある場合に成立する。ただし、委任状も含むものとする。総会における議決は出席人数の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 第7章 部・同好会
- 第16条 成立
- 1 部は、同好会としての活動期間を3年以上経、部長会の審議と総会の承認を得て成立する。
 - 2 同好会の設立にあたっては次の各項の書類をそえて執行委員長に申請するものとする。
- (イ)設立趣意書
 - (ロ)規約
 - (ハ)構成員名簿
- 3 同好会は、以下の条件をみたし、部長会の審議と総会の承認を得て成立する。
- (イ)設立の趣意が明確であり、かつ本会の活動目的に副うものであること。
 - (ロ)適正な規約を有すること。
 - (ハ)構成員が5名以上であること。
- 第17条 解散
- 1 各部および各同好会は、次の各項に該当する場合は、部長会の審議と総会の議決を経て、解散させられるこ

とがある。

- (イ)本会の目的に反する活動を行った場合。
 - (ロ)長期にわたり部活動が行われなかった場合。
 - (ハ)部員（構成員）の数が著しく減少した場合。
 - (二)その他学友会活動に関する諸規定に違反したと認められた場合。
- 2 各部、各同好会が自主的に解散する場合には、執行委員長に届けて、部長会の審議を経なければならない。

第8章 会 計

第18条 本会の活動経費は、会員の納める会費をもってこれにあたる。

第19条 会費は年額3,500円とする。(1998. 4改正)

第20条 年次会計監査は、新年度総会前に行い、総会において報告、承認を得るものとする。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会則の変更

第22条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

付 則

本会則は1971年11月30日より実施する。

宮城学院女子大学学友会 執行委員長 会計監査委員 選挙管理委員会規約

第1条 この規約は学友会会則第11、12条に基く。

第2条 選挙管理委員会は（以下本委員会とする）学友会執行委員長ならびに会計監査委員の選挙に関する一切の業務を取り行う。

第3条 本委員会は5月の部員名簿作成時に学友会に所属する体育部門、文化部門よりそれぞれ3名、同好会部門より1名を選挙管理委員として選出し、部長会の承認を経たのち学友会執行委員長により招集される。ただし、執行委員がこれを兼任することはできない。

第4条 本委員会委員長は選挙管理員の中で互選する。

第5条 本委員会では本学専任教員より参与をおくことができる。

第6条 本委員会は執行委員任期満了前14日以内に選挙を行わなければならない。

第7条 1、任期満了に因る選挙に関しては少くともその実施の20日前に公示しなければならない。

2、任期満了に因らない選挙（リコールによる選挙）は30日以内に選挙を行うものとする。

第8条 執行委員長と会計監査委員の立候補は申請によるものとする。

第9条 立候補は選挙の公示のあった日から10日の間に責任者1名を明記し、本委員会にその旨を届け出なければならない。

第10条 立候補者が定員を超えない場合は信任投票とする。

第11条 立候補締め切り後ただちに本委員会は全会員に立候補者を告示しなければならない。

第12条 立候補者の締め切り（公示10日後）の翌日より3日間は準備期間とし、以後投票前日までを選挙運動期間とする。

第13条 選挙運動はポスター、ビラに限られる。本委員会では立会演説会ならびに放送設備使用による演説会を開催することができる。その他、選挙運動一切に関することは、本委員会で別に定めるところとする。

第14条 選挙投票期間は7日間とする。

第15条 選挙は有効投票総数が全会員の2分の1に達しなければ成立しない。但し、有効投票総数の2分の1に達しない場合は再度選挙を行う。

第16条 1. 選挙においては執行委員長は最高得票者をもって当選者とする。会計監査委員は上位得票者3名をもって当選者とする。

2. 信任投票においては有効得票総数の3分の2の支持をもって信任とみなす。

第17条 開票立会人は会員中より本委員会が3名選出しなければならない。

第18条 本委員会は開票後ただちに開票結果を告示しなければならない。

第19条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

付 則 本規約は1982年4月1日より実施するものとする。

宮城学院女子大学キリスト教女子青年会会則

第1章 総 則

第1条 本会は宮城学院女子大学キリスト教女子青年会（Y.W.C.A.）と称する。

第2条 本会は会の目的に賛同して入会した会員で組織する。

第3条 本会は活動の本拠を宮城学院女子大学内に置く。

第4条 本会は東北地区学生キリスト者連盟（N.S.C.F.）に加盟し、その活動に参加する。

第2章 目的及び機構

第5条 本会は本学の教育精神に則り聖書に基づいて全学的規模で主イエス・キリストを中心とする交わりをなし、愛と奉仕の精神を養いキリスト教による人格の陶冶と相互の向上を期することを目的とする。

第3章 会 員

第6条 本会の目的に賛同する本学学生は、信者、未信者をとわず、役員会の承認により会員になることができる。（加入申込みは、隨時受付ける。）

第7条 会員は、本会の諸活動に協力し、一定額の会費納入その他の責任を負う。

第4章 役員（会長、副会長、委員）

第8条 本会に会長、副会長各1名及び委員若干名を置き、（役員会を構成）任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 会長は本会を代表し、会の全般に対する責任を負う。

第10条 副会長は会長を補佐する。

第11条 委員は、会計、編集、渉外（N.S.C.F.との連絡を含む）その他各2名ずつとし、会員がこれを互選する。

第5章 会 計

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月末日までとし、収入は会費並びに大学後援会よりの援助金、活動利益金その他をもって充てる。

第13条 臨時経費を必要とする場合は会員の総意によって会員より徴収することができる。

第6章 顧 問

第14条 本会に顧問をおき本学キリスト者教職員中より委嘱する。

第15条 顧問の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

第7章 会則変更

第16条 本会会則の変更は、会員の総意と顧問の賛同を得なければならない。

付 則

本会会則は1976年4月1日より施行する。

Y.W.C.Aの活動

I 目的及び組織

本会はキリスト教の信仰を持ち、あるいは求め、その精神を学びたいと思っている者によって、構成されている団体です。そして、本学の教育精神に則り、聖書に基づいて、キリスト教精神を学び、会員同志の交わりの中で、互いに向上をはかることを目的としています。また、キリスト教の信仰を求め、あるいは学ぶことが単なる知識や言葉にとどまることなく、私達の実際の生活状況、抱いている悩み、諸問題に対する根本的な姿勢等を明らかにして私達それぞれが、共に生きる道を見出そうとしております。

II 活動（部室は礼拝堂3Fサマリタン）

(A)日常活動

(1)聖書研究－キリスト教を知る上で、聖書研究は最も基礎となるものです。これは毎週1回聖書研究の日を設け、専門の先生のご指導の下で聖書を学問的に学んでいこうとするもので、また聖書に関連づけて会員が各々自由に意見や考えを交換し合う集まりです。（会員以外の参加者も歓迎します。）

(2)ボランティア

①障害児施設、老人ホーム等を訪問し、隣人愛を実践的に行ないます。
②切手収集
使用済切手を収集し、JOCS（日本キリスト教海外医療教会）を通してアジア・アフリカ地域に医療従事者を派遣する援助・支援をしています。

(3)聖歌隊－礼拝の中で讃美する合唱団のことをいいます。

毎週木曜日昼休み時間に、練習を行なっており、クリスマス、イースターなど教会暦に合せ礼拝の中で讃美しています。

(4)その他の活動－会員一人一人の主体性を生かし、交わりと奉仕を深めるために年に数回、奉仕会、リクレーション、レコードコンサート等の会も開いています。

(B)年間行事

5月 新入生歓迎行事

7月 サマーキャンプ（テーマにそった講演や話し合いのほか、寝食を共にし、研修と親睦を深めます）の企画、実施

8月 合宿（聖書研究・聖歌隊練習）

10月 大学祭参加

12月 役員改選、クリスマス礼拝・祝会

2月 卒業生送別会

(C)その他の活動

役員会（適時）、合宿、機関誌「礎」（いしづえ）の発行

宮城学院奨学会規程

（名 称）

第1条 本会は、宮城学院奨学会（以下、「本会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本会の目的は、学校法人宮城学院の設置する学校（大学附属認定こども園を除く）に在学又は入学を希望し、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して奨学会金を給付または貸与することにより、学業の継続を支援することにある。

（組 織）

第3条 本会の目的を達成するために、宮城学院奨学会委員

会（以下、「委員会」という）を置く。

2 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1)理事長
- (2)学院長
- (3)学長及び校長
- (4)事務局長
- (5)大学後援会長
- (6)中高父母教師会会长
- (7)同窓会長

3 委員長は理事長とする。

4 大学及び中高の奨学会選考に係る責任者を陪席させることができる。

第4条 委員会は、次の事項に関して協議し決定する。

- (1)事業計画及び予算
- (2)事業報告及び決算
- (3)その他奨学会全般に係る事項

（奨学生）

第5条 奨学会金の給付または貸与を受ける学生・生徒を奨学生という。

（出願資格）

第6条 奨学生の出願資格は、人物・学業ともに優良な学生・生徒であって、経済的理由により修学が困難な者とする。

2 前項の外、急激な生活環境等の変動により学業の継続が困難となった者を奨学生とする。

3 奨学生は、次のいずれかの区分とする。

- (1)貸与奨学生
- (2)給付奨学生

（給付額）

第7条 大学院・大学在学生に対する奨学会金の給付額は、年額60万円を上限として本会が定める。

2 中学校・高等学校在校生に対する給付額は、授業料・教育充実資金相当分の範囲を超えない金額とする。ただし、高等学校にあっては、授業料・教育充実資金相当分から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律により支給された就学支援金の額を減じた額の範囲を超えない金額とする。

（併 納）

第7条の2 奨学会金は、他の奨学会等と併給を認める。ただし、学院が給付する奨学会金等によって受ける経済的負担軽減額の合計額が本来負担すべき授業料等の額を超えることはない。

（奨学生の期間）

第8条 奨学会金の給付または貸与を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1)給付奨学生は、給付の開始時期から当該年度末までとする。但し、委員会の議を経て次年度以降の給付を認めることがある。

(2)貸与奨学生は、貸与の開始時期から在学する学校を最短年月で卒業または修了する年月までとする。但し、本人の申し出により上記期間の中途において貸与を打ち切ることができる。

（出願手続）

第9条 奨学生の出願は次の各号に定める書類を大学院及び大学においては学生支援グループ、中学校・高等学校においてはクラス担任に提出する。

- (1)奨学生願書（本学所定用紙）

- (2)所得証明書類

- (3)成績証明書
- (4)奨学生推薦調書（本学所定用紙）
- (5)住民票の写し

2 奨学生の出願期間は、次のとおりとする。

- (1)前期：6月上旬（大学院及び大学の新入生は、4月下旬）

- (2)後期：11月上旬

3 第6条第2項に掲げる、緊急を要する事態の生じた学生・生徒の出願は、隨時受付けるものとする。

(選考)

第10条 奨学生は、大学又は中高が定める奨学生選考を経て推薦を受けた者について、奨学生選考委員会がこれを決定する。

2 奨学生選考委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1)学院長
- (2)学長および大学奨学生担当教員
- (3)校長及び中高奨学生担当教員
- (4)事務局長

3 奨学生選考委員会は学院長が招集し議長となる。

4 選考基準は、別に定める「宮城学院奨学会規程施行細則」による。

(予約権の給付)

第11条 本学院の設置学校への入学を希望する者に対し、入学後に奨学生を給付することを予め約することができる。

2 本学院設置学校に奨学生の予約を受けて入学した学生に対する給付奨学生については、第7条に定める給付額を「年額30万円以内」、第8条第1項に定める奨学生の期間を「入学から2年間」、同条第2項に定める出願期間を「大学が定める期間」に読み替える。

(継続審査)

第12条 前条の適用を受けて奨学生の給付を受ける者は、2学年進学時に継続審査を行う。継続審査の基準は、第10条第4項に準ずる。

(交付の方法)

第13条 奨学生の交付は、中学校及び高等学校については毎月、大学及び大学院については、前・後期に分割することを原則とする。

(交付の休止及び停止)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、委員会の議を経て奨学生の交付を休止または停止することがある。

- (1)傷病・留学等による休学期間
- (2)停学等の処分を受けた場合
- (3)奨学生を必要としなくなった場合
- (4)奨学生の出願に当たり、虚偽の記載等の不正な事実が判明した場合
- (5)その他、奨学生としての本分にふさわしくない場合

(給付の取り消し)

第15条 奨学生給付後に出願書類への虚偽の記載等の不正の事が判明した場合は、委員会の議によって、第10条の決定に遡り、奨学生の給付を取り消すことがある。

2 委員会は、前項により奨学生の給付が取り消された者に対し、給付済みの奨学生相当額につき返還を求める。

(借用証書)

第16条 奨学生の貸与を開始する際には、奨学生は本会の定める「奨学生借用証書」に必要事項を記載し、本人及

び連帯保証人・保証人連署のうえ提出しなければならない。

(返還)

第17条 貸与奨学生の返還方法は、次の各号による。

- (1)原則として、均一金額による年賦、半年賦、月賦とし、端金は第一回目に加算して返還する。但し、無利子とする。

- (2)返還期間は、奨学生であった期間に応じて次のとおりとする。

但し、年間の返還額は5万円以上とする。

奨学生の期間	返還期間
3年以下	10年以内
3年を超える6年以下	15年以内
6年を超えた場合	20年以内

2 委員会が必要と認めた場合には、前項にかかわらず返還方法の変更を指示することがある。

3 繰り上げ返還については、隨時とする。

4 貸与奨学生であった者が、次条又は第17条に定める返還の猶予又は免除をうけることなく返還期日における返還を引き続いて2回遅滞したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに貸与額から既払額を控除した残額及び遅滞の日の翌日以降完済に至るまで民事法定利率による遅延損害金を支払うものとする。

(返還の猶予)

第18条 貸与奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合には、委員会の議を経て返還を猶予することがある。

- (1)災害または傷病等により返還が困難となった場合

- (2)卒業または修了後、上級学校に進学した場合

- (3)その他、委員会が適当と認めた場合

2 該当者は、内容を証明する文書を添付して願い出るものとする。

(返還の免除)

第19条 貸与奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合には、委員会の議を経て奨学生の一部または全部の返還を免除することがある。

- (1)死亡または心身障害等のため、返還が困難になった場合

- (2)牧師として生計を維持する場合

- (3)その他、委員会が適当と認めた場合

(異動事項の届出)

第20条 貸与奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合には、速やかに異動届を提出しなければならない。

但し、本人死亡の場合あるいは病状の程度により、連帯保証人または保証人が異動届を提出するものとする。

- (1)本人、連帯保証人及び保証人の住所に変更のある場合

- (2)婚姻等による改姓の場合

- (3)その他重要事項に変更がある場合

(財源)

第21条 給付奨学生の財源は、宮城学院奨学生基金の果実、教育基金の果実、特定寄付等とし、不足分については常任理事会の承認を得て支払資金から充当する。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

(所管)

第23条 奨学生委員会の事務は総務人事グループが所管する。

附 則

- 1 この規程は、1996年5月28日から改正施行する。
- 2 この規程は、2009年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2010年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2013年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2018年4月1日から改正施行する。
- 6 貸与奨学生に係る条文（第8条2号、第14条、第15条、第16条）については、2017年度以前に入学した者に適用する。

宮城学院女子大学奨学金規程

（目的）

第1条 本規程は、宮城学院女子大学（以下「本学」という）に在学し、経済的理由により学業の継続が困難な学生に対し、奨学金を給付する「宮城学院女子大学奨学金」（以下「奨学金」という）について定めるものである。

（出願資格）

第2条 奨学生の出願資格は、第一号または第二号に該当し、かつ第三号に該当する者とする。

- 一 人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学・研修等が困難な者
- 二 大学が奨学生として適当であると判断する者
- 三 本学独自の奨学金を受給していない者

（奨学金の額）

第3条 奨学金の額については、別に定める「宮城学院女子大学奨学金規程施行細則」（以下「施行細則」という。）による。

（奨学生の期間）

第4条 奨学生の期間については、別に定める施行細則による。

（出願手続）

第5条 奨学金を希望する者は、次の書類を所定の期日までに提出するものとする。

- 一 本学所定の申請書
- 二 主として家計を支えている者の所得証明書
- 三 成績証明書
- 四 その他、本学が必要と認めた書類

（奨学生の選考）

第6条 奨学生の選考は、奨学金等運営委員会（以下「委員会」という。）が行い、学生部長が学長連絡会議に報告し、学長の承認を得るものとする。

2 選考の基準は、別に定める施行細則による。

（交付）

第7条 奨学生に採用された者は、所定の手続きを経た上で給付を受ける。

（交付の休止および停止）

第8条 本学は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の交付を休止または停止することができる。

- 一 停学等の処分を受けた場合
- 二 奨学金を必要としなくなった場合
- 三 その他、奨学生としての本分にふさわしくない行動があつた場合

（給付の取り消し）

第9条 本学は、奨学金給付後に虚偽の記載等の不正の事実が判明した場合は、委員会の議によつて、奨学金の決定に遡り、給付を取り消すことができ

る。

2 前項により奨学金の給付が取り消された者は、受給済みの奨学金相当額を返還をしなければならない。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

（略）

宮城学院女子大学留学奨学金規程

（目的）

第1条 本規程は、留学予定者に対して、その勉学を奨励するため設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（出願資格）

第2条 本奨学金は、本学と事前協議が成立している大学への3ヶ月以上の留学を予定している者を対象とする。

（募集期間）

第3条 奨学生の募集は、前期、後期の派遣留学生の募集時期に合わせて行うものとする。

（給付額の種類）

第4条 給付額は、留学期間に関わらず留学先がアジア圏の場合15万円、その他の場合30万円とする。ただし、年間の給付総額は、90万円を限度とし、90万円に満たない場合でも翌年度への繰り越しは行わない。

（出願手続）

第5条 交換留学を承認された者が奨学金の給付を希望する場合は、次の書類を所定の期日までに学生支援グループに提出する。

- 一 本学所定の申請書
- 二 主として家計を支えている者の所得証明書
- 三 成績証明書
- 四 その他、本学が必要と認めた書類

（選考及び承認）

第6条 奨学生の選考は奨学金等運営委員会が行い、学生部長が学長連絡会議に報告し、学長の承認を得るものとする。

2 選考の基準は、別表1および別表2の基準すべてを満たす者とする。

（交付について）

第7条 給付が決定した学生は、所定の「誓約書」を学生支援グループに提出し、財務施設グループで給付を受ける。

（交付の休止および停止）

第8条 本学は、奨学生が次の各号の一に該当する場合には、委員会の議を経て奨学金の交付を休止または停止することができる。

- 一 停学等の処分を受けた場合
- 二 奨学金を必要としなくなった場合
- 三 奨学金の出願にあたり、虚偽の記載等の不正な事実が判明した場合

（給付の取り消し）

第9条 本学は、奨学金給付後に虚偽の記載等の不正の事実が判明した場合は、委員会の議によつて、奨学金の決定に遡り、給付を取り消すことができる。

2 前項により奨学金の給付が取り消された者は、受給済みの奨学金相当額を返還をしなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2018年10月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、「宮城学院女子大学留学奨学生（貸与）」（内規）は廃止する。ただし、廃止の際に、現に奨学生である者または奨学生であった者の地位および返還手続き等については、なおその効力を有する。

別表1

主たる家計支持者一人の収入金額が、次の①または②のいずれかの家計基準に該当する学生。
①給与所得者 841万円以下
②給与所得者以外 355万円以下

この表は、私立大学等経常費補助金配分基準別記8（特別補助）に基づいて作成されるものである。

家計基準とは、学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の収入金額をいい、「給与所得者」にあっては、市区町村が発行する直近の所得証明書の支払金額（税込み）とし、「給与所得者以外」にあっては、確定申告書等の所得金額（税込み）とする。

別表2

GPA	申請者の中で上位順に各期若干名
-----	-----------------

宮城学院女子大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程（抄）

（趣旨）

第1章 総則

第1条 この規程は、宮城学院女子大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

（免除の許可）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

第2条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

3 外国人留学生の授業料免除については、別に定める。

（免除の実施方法）

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

（免除の額）

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

（許可の願い出）

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、理事長に提出しなければならない。

（1）授業料免除願書

（2）市区町村長発行の所得に関する証明書

（3）その他理事長が必要と認める書類

（徴収猶予）

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において納入期限日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

（免除の許可）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することができる。

（1）各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

（2）前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

（免除の対象となる授業料）

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

（免除の額）

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

（許可の願い出）

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、理事長に提出しなければならない。

（1）授業料免除願書

（2）市区町村長発行の所得に関する証明書

（3）学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

（4）市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

（5）その他理事長が必要と認める書類

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において納入期限日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

宮城学院女子大学学長表彰規程

2018年6月20日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮城学院女子大学学則第59条および宮城学院女子大学大学院学則第35条に定める、他学生の模範となる行為のあった学生に対し学長が賞することに関し、必要な事項を定める。

(表彰の目的)

第2条 表彰は、他学生の模範となる学生を学長賞表彰式等の公的な場で功績を表彰し、今後の勉学、各種活動や就職活動の励みとなることを期待することを目的とする。

(対 象)

第3条 表彰の対象は、学部学生、大学院生個人又は団体とする。

(賞の種類)

第4条 賞の種類は、以下の各号に掲げるものとし、各賞の表彰の基準については第5条から第9条に定めるものとする。

- 一 学業奨励賞
- 二 学業優秀賞
- 三 課外活動賞
- 四 社会貢献賞
- 五 国際交流賞

(学業奨励賞)

第5条 学業奨励賞は、各学科（専攻）の1～3年生および各研究科の1年生各1名を対象とし、当年度の努力を讃えるとともに、次年度以降も学業の研鑽を積むことが期待される場合に、当該年度の学業成績を評価基準とする。

- 2 学部長、学科長および研究科長は、前項に該当すると認められる学生を学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前条の推薦があった場合は、学部学生にあっては教務部長に、大学院生にあっては研究科委員会に審査を付託し、学部学生にあっては教務部委員会、大学院生にあっては研究科委員会の審議報告を受けて、表彰者を決定する。

(学業優秀賞)

第6条 学業優秀賞は、各学科（専攻）の卒業学年の学生各1名および各研究科の修了学年各1名を対象とする。評価基準は、卒業時または修了時における学業成績優秀学生に該当する場合は在学期間の学業成績とする。加えて、学術研究活動において、国際的または全国的規模の学会から賞を受けた場合、およびその他これらに準じた学会等において高い評価を受けた場合も対象とする。

- 2 学部長、学科長および研究科長は、前項に該当すると認められる学生を学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前項の推薦があった場合は、学部学生にあっては教務部長、大学院生にあっては研究科委員会に審査を付託し、学部学生にあっては教務部委員会、大学院生にあっては研究科委員会の審議報告を受けて、表彰者を決定する。

(課外活動賞)

第7条 課外活動賞は、国内外の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた個人もしくは団体を対象とし、以下の各号のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、体育部門

は、原則として公式連盟（協会）主催の大会であることを必要とする。

- 一 全国大会およびそれに準ずる規模の競技会、展覧会、コンクール等に出場、出展し8位以上入賞（これに相当する賞を含む）したこと。
- 二 東北大会およびそれに準ずる規模の競技会、展覧会、コンクール等に出場、出展し3位以上入賞（これに相当する賞を含む）したこと。
- 2 学部長、学科長、研究科長および課外活動の顧問等（本学教職員に限る。）は、前項に該当すると認められる学生または団体を学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前項の推薦があった場合は、学部学生にあっては学生部長、大学院生にあっては研究科委員会に審査を付託し、学部学生にあっては学生部委員会の、大学院生にあっては研究科委員会の審議報告を受けて、表彰者を決定する。

(社会貢献賞)

第8条 社会貢献賞は、環境保全、災害救援、社会福祉、青少年育成、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他学生の模範となった個人もしくは団体、または、社会的に優れた評価を受け本学の名誉を高めた個人もしくは団体を対象とし、当該年度の活動実績を評価基準とする。

- 2 学部長、学科長、研究科長および当該団体の顧問等（本学教職員に限る。）は、前項に該当すると認められる学生または団体を学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前条の推薦があった場合は、学部学生にあっては社会連携部長、大学院生にあっては研究科委員会に審査を付託し、学部学生にあっては社会連携部委員会、大学院生にあっては研究科委員会の審議報告を受けて、表彰者を決定する。

(国際交流賞)

第9条 大学間、その他の国際交流活動において、相互理解と友好関係を深め、本学国際交流の発展に著しい貢献をした個人もしくは団体を対象とし、当該年度の活動実績を評価基準とする。

- 2 学部長、学科長、研究科長および団体の顧問等（本学教職員に限る。）は、前項に該当すると認められる学生または団体を学長に推薦することができる。
- 3 学長は、前項の推薦があった場合は、学部学生にあっては社会連携部長に、大学院生にあっては研究科委員会に審査を付託し、学部学生にあっては社会連携部委員会、大学院生にあっては研究科委員会の審議報告を受けて、表彰者を決定する。

(表彰等)

第10条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 表彰は、表彰状に添えて副賞を授与することができる。
- 3 表彰は、学長賞表彰式等において行う。

(所管部署)

第11条 この規程に関する事務は、学生支援グループの所管とする。

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

- 1. この規程は、2018年6月20日から施行する。

学生センター規程

- 第1条 本学に、学生の福利厚生および課外活動を促進し、また教職員と学生の交流を深めるための場として学生センターを設ける。
- 第2条 学生センターは宮城学院女子大学学長がこれを管理する。
- 第3条 学長は学生センターの運営に関する業務を学生部長に委嘱する。
- 第4条 学生センターの管理・運営について協議するため学生センター管理運営委員会を置く。ただし、1階食堂に関しては別に定める。
- 第5条 委員の構成は次の通りとする。
- 学長、学生部長、事務局長、学生支援課長、施設・調達グループ担当課長ただし、必要に応じ、学友会代表の出席を認める。
- 第6条 本委員会は下記の場合、学長の命により学生部長がこれを招集する。
- 1 学長がこれを必要と認めたとき
 - 2 学生部長の要請があるとき
 - 3 委員の3分の1以上の要請があるとき
- 第7条 委員会は次の事項を協議する。
- 1 建物及び什器備品等の改善並びに補充
 - 2 学生センターの防災、防犯に関する事項
 - 3 その他の管理上必要と認めた事項
 - 4 学生センター使用規程による使用上の協議
 - 5 その他学生センター運営上必要と認めた事項
- 第8条 学生センターの施設使用については別に定める。
- 附 則
- 1 この規程を変更する場合には第4条の委員会に学友会の代表も出席し、協議するものとする。
 - 2 この規程は、昭和55年10月1日より施行する。

学生センター使用規程

- 第1条 この規程は学生センター規程に基づき、学生センターの使用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 学生センター各室の使用等は次の通りとする。
- 1 食堂
1階食堂は学校法人の管轄のもとに業者等に委託してこれを運営する。
 - 2 小ホール
(1)小ホールは課外活動ならびに各種の小発表会などのために使用する。
(2)小ホールの使用については施設調達担当がその運営にあたる。
(3)使用を希望する学内の学生団体は、施設調達担当から「施設使用申込」用紙を貰い、必要事項を記入し、3日前までに施設調達担当窓口に申し込むものとする。施設調達担当は学生生活センターの承認を得、学生部長の許可を得てその使用を認めるものとする。
 - 3 会議室
第2条の2、(2)、(3)に準ずる。
 - 4 和室および茶室
(1)和室および茶室は、学生の課外活動、小会合、合宿などに使用する。
(2)課外活動および小会合のための使用については、第2条(2)、(3)に準ずる。
(3)合宿については別に定める「合宿規程」によるものとする。

5 学友会室および部室

学友会執行部および学友会各部に対して、学生センター4階内の各室を貸与する。使用についての指導、監督は学生部の所管とし、学生部長がその任にあたる。各室の使用にあたっては、学生団体の代表者が、直接学生生活センターに毎年度始め、学長宛「部室借用願」を提出するものとする。

使用団体は、次の定める各項を守るものとし、それを守らないものについては各室の貸与を取り消すことがある。

- (1)建造物、什器備品等を破損、紛失した場合は、その事情により実費をもって弁償せざることがある。
- (2)火気の取締りを厳重にすること。
- (3)暖房器具は許可されたもの以外は一切使用しないこと。
- (4)清潔整頓に留意し、使用後は部室内の清掃を行うこと。
- (5)建造物の美観を保つように留意すること。
- (6)風紀を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (7)各室内では禁煙とする。ただし、特に喫煙を必要とするものについては所定の場所に限り認める。
- (8)門限については別に定める大学全体の門限に従うこと。
- (9)退出するときは窓ならびに出入り扉を閉鎖し、施錠を完全にし、盗難等の予防に留意すること。
- (10)各部屋の鍵の保管は守衛所に依頼することとし、その受け渡しは厳重、確実にすること。
- (11)担当係員が防火管理、建築物保全、電気設備保全、電気設備保安、消防設備ならびに防犯の点検又は作業を室内で行う際はそれが順調に行われるよう協力しなければならない。

6 小会議室

- (1)学友会執行部に貸与する。
- 学友会執行部は毎年度始め、その代表者が直接学生生活センターに学長宛「小会議室借用願」を提出するものとする。

- (2)使用にあたっては第2条5に準ずる。

7 印刷室

- (1)印刷室の使用については、学友会執行部の責任においてこれにあたるものとする。
- (2)使用にあたっては第2条5に準ずる。
- (3)印刷室内の機械および消耗品は、使用する学生団体の責任において設備し管理するものとする。

8 放送スタジオ、放送室および暗室

放送スタジオ、放送室は放送部に、暗室は写真部にそれぞれ貸与する。

その使用にあたっては第2条5に準ずる。

- 第3条 学生センター内の清掃は、1階から3階までは施設調達担当の所管とし、4階は使用する学生団体が共同の責任にこれにあたるものとする。ただし、3階の放送スタジオおよび放送室は4階における学生団体の場合に準ずる。

- 第4条 学生センター全体の営繕については施設調達担当の所管とする。ただし、使用者が故意または過失によって施設設備を破損した場合には弁償を求めることがある。

- 第5条 学生センター内における学生団体の各室使用に関しては部室同様、学生部長が指導監督の任に当る。

附 則

この規程は昭和55年10月1日より施行する。

宮城学院女子大学・大学院遺失物取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は遺失物法に基づき、宮城学院女子大学・大学院（以下「本学」という）の構内において拾得された遺失物の取扱いについて、定めるものとする。

(届出)

第2条 本学構内において遺失物を拾得した者は、すみやかに学生生活センターに届出なければならない。

(受理)

第3条 遺失物拾得の届出がなされたときは、学生生活センター備え付けの「拾得物届出簿」に必要事項を記載させ、内容を確認した上で受理するものとする。但し、本学で扱うことが不適当であると判断した拾得物については、所轄の警察署長に届出することとする。

(通知)

第4条 受理した遺失物で、遺失者の氏名・連絡先等が明らかであるときは、すみやかに遺失者に通知するものとする。

(公示)

第5条 受理した遺失物で、遺失者の判明しない物については、学生支援グループ内の陳列庫に保管し、「拾得物届出簿」を隨時閲覧するものとする。

(保管)

第6条 遺失物は3ヶ月14日間学生生活センターにおいて保管するものとする。

- 2 前項の保管期間が満了し、拾得者に権利が帰属した物については、拾得者への引き渡し期間として更に2ヶ月保管するものとする。
- 3 腐敗又は、変質する恐れのあるもの若しくは保管が困難であるものについては学生生活センター長の判断により処理することができるものとする。

(遺失物の引き渡し)

第7条 遺失物を引き渡すときは、遺失者に遺失物の特徴を述べさせ、遺失者であることを確認したうえで引き渡すものとする。

(取得権の行使)

第8条 第6条第1項の保管期間が満了し、拾得者が引き渡りにきたときは、学生支援グループ大学事務部長補佐が引き渡しが適当でないと判断した物（印鑑・手帳・その他）を除き、拾得者に引き渡すものとする。

- 2 第6条第1項の引き渡し期間内に、拾得者が拾得物を引き取らなかった場合は、拾得物に関するいっさいの権利は放棄したものとみなす。

(権利の帰属)

第9条 6ヶ月14日間の保管期間が満了した拾得物に関するいっさいの権利は拾得者に帰属するものとする。

- 2 次の場合には拾得者に関するいっさいの権利は、本学に帰属するものとする。
 - イ 拾得者が不明のとき
 - ロ 拾得者が権利を放棄したとき（届出のとき及び第8条第2項のとき）
 - ハ 拾得者が本学教職員及び本学関係者であるとき

(処分)

第10条 前条により本学にその権利が帰属した物は次に定める方法により処分するものとする。

- イ 施設等への寄付
- ロ 本学で公共の物として使用
- ハ 焼却・棄却

二 その他、適當な処分方法

(附則)

この規則は、1998（平成10）年7月10日より実施する。

宮城学院女子大学・大学院駐輪場利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は宮城学院女子大学・大学院学生の自転車、原付二輪車及び自動二輪車（以下、「自転車等」という）駐輪場の利用について定めるものとする。

(管理)

第2条 本学構内の駐輪場の使用管理業務は、学生生活センターが行う。

第3条 駐輪場を利用する学生は、次の各項に定める規則を遵守しなければならない。

- 1 駐輪にあたっては、構内の所定の場所を利用すること。
- 2 駐輪する際は、施錠をし盗難防止に努めなければならない。
- 3 駐輪する際は、整理整頓に努め他の迷惑となる行為はしない。
- 4 駐輪場は、1日ごとの利用を原則とし自転車等を放置させてはならない。

(登録)

第4条 駐輪場を利用する原付二輪車及び自動二輪車（以下、「バイク」という）は、あらかじめ所定の用紙をもって学生生活センターに登録しなければならない。なお、登録できるバイクは、自賠責保険及び任意保険に加入しなければならない。

(事故の責任)

第5条 駐輪場内での事故、盗難、破損については大学は一切責任を負わない。

(処分)

第6条 放置自転車等については、次の手順により処分する。

- 1 学期末に期間を定め構内から撤去するよう公示する。
- 2 公示後の2週間が経過しても放置状態にある自転車等は、別の場所に移動し保管する。
- 3 公示の日から2ヶ月を過ぎても所有者が明らかでない自転車等は、本学の責任において処分する。

(附則)

この規則は1998年7月10日から実施する。

宮城学院女子大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、宮城学院女子大学学則第44条ならびに第48条の規定に基づき研究生について定めるものとする。

(資格)

第2条 宮城学院女子大学研究生（以下「研究生」という）に志願できるものは、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 教授会において、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

- 2 前項各号については、入学時までに資格取得の見込まれる者を含むものとする。

(提出書類)

第3条 研究生を志願する者は、次の各号の書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

- 一 研究生志願書 1通
- 二 卒業証明書または卒業見込証明書 1通

- 三 成績証明書 1通
四 推薦書 1通
五 日本国に在住している外国人は、外国人登録証明書の写し 1通
六 健康診断書（胸部レントゲンのみ） 1通
- 2 前項第五について、国外に在住の外国人が入学を許可された場合は、入学後速やかにこれを提出するものとする。
- （入学の決定）
- 第4条 研究生の入学は、受入れ学科会議、教務部委員会及び教授会の議を経て、教授会の承認を得るものとする。
- （在学期間）
- 第5条 研究生の在学期間は、4月1日より1年間とする。ただし、研究生が引き続き研究を願い出たときは、1年間の延長を許可することができる。
- （入学許可）
- 第6条 志願者には、入学許可の可否を通知する。
- （授業料）
- 第7条 研究生として入学を許可された者は、別に定める授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- （指導教員）
- 第8条 受入れ学科は、研究生の受け入れにあたり専任教員を指導教員とする。
- 2 指導教員は、研究生の受け入れにあたって、指導計画書を作成し教務部長に提出するものとする。
- （研究証明書）
- 第9条 研究生が研究事項について証明を願いでたときは、研究証明書を交付することがある。
- （退学）
- 第10条 在学期間の中途中で退学をする場合、理由を記して学長に願いがるものとする。
- （改廃）
- 第11条 本規定の改廃は教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。
- 附則
- この規程は、2003年2月3日より施行する。
 - 音楽科の「器楽」および「声楽」の研究分野の研究生に対しては、大学開講時間の毎週2時間を限度とする指導時間を設ける。また、年1回の演奏研究成果の公表を認めることがあり、この場合の学内会場および楽器（ピアノおよびオルガン）の使用に関する経費を免除される。
 - 音楽科研究生については、「器楽」および「声楽」の実技指導は、音楽科非常勤講師に依頼することがある。
 - 本規程の施行に伴い、1996年4月1日施行の「宮城学院女子大学音楽科研究生内規」を廃止する。
 - 本規程は、2009年4月1日から改正施行する。
- ### 宮城学院女子大学科目等履修生規程
- （目的）
- 第1条 この規程は、宮城学院女子大学学則第45条ならびに第48条の規定に基づき単位取得を目的とする科目等履修生について定めるものである。
- （資格）
- 第2条 宮城学院女子大学科目等履修生に志願できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。ただし、資格取
- 得所定用件等にかかる実習科目については本学卒業生に限り履修を認める。
- 高等学校を卒業した者
 - 教授会において、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者
- 2 前項にかかわらず、本学と事前に協議が成立している学校の学生及び生徒
- （提出書類）
- 第3条 科目等履修生を志願する者は、次の各号の書類を、所定の期日までに提出しなければならない。ただし、本学と事前に協議が成立している学校の学生及び生徒については別に定める。
- 科目等履修生志願票 1通
 - 卒業証明書 1通
 - 成績証明書 1通
 - 日本国に在住している外国人は、外国人登録証明書の写し 1通
 - 健康診断書（胸部レントゲンのみ、教育職員免許状取得希望者は抗体検査結果も必要）
- （許可）
- 第4条 科目等履修生の履修許可は、受入れ学科会議、教務部委員会及び教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。
- （期間）
- 第5条 科目等履修生の履修期間は、原則として4月1日より1年間とする。ただし、引き続き履修を希望する場合には、本規程第4条に規定する手続きを経て延長を許可することができる。
- （履修許可の通知）
- 第6条 志願者には、履修許可の可否を通知する。
- （修得単位）
- 第7条 科目等履修生として履修可能な単位は、年間30単位以内とする。
- （検定料・入学金・授業料）
- 第8条 科目等履修生として履修を許可された者は、別に定める授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- （証明書）
- 第9条 科目等履修生には、次の証明書を発行する。
- 科目等履修生証明書（在籍中）
 - 履修期間証明書（在籍期間修了後）
 - 成績・単位修得見込証明書（単位修得前）
 - 成績証明書（単位修得後）
 - 基礎資格証明書（単位修得後）
- （その他）
- 第10条 科目等履修生は、図書館・保健センター・学生食堂など本学で指定する学内施設を、利用することができる。
- （改廃）
- 第11条 本規程の改廃は教授会の議を必要とする。
- 附則
- 本規程は、2004年4月1日より施行する。
 - 本規程の施行に伴い、1992年4月1日施行の「宮城学院女子大学・同短期大学科目等履修生に関する細則」を廃止する。
 - 本規程は、2009年4月1日より改正施行する。

宮城学院女子大学聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、宮城学院女子大学学則第45条の2の規定に基づき単位取得を目的としない聴講生について定めるものである。

(資格)

第2条 宮城学院女子大学聴講生に志願できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 教授会において、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

(提出書類)

第3条 聴講生を志願する者は、次の各号の書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

- 一 聴講生志願票 1通
- 二 卒業証明書 1通
- 三 成績証明書 1通
- 四 日本国に在住している外国人は、外国人登録証書の写し 1通
- 五 健康診断書（胸部レントゲンのみ）

(許可)

第4条 聴講の許可は、受入れ学科会議、教務部委員会及び教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(期間)

第5条 聴講期間は、原則として4月1日より1年間とする。ただし、引き継ぎ履修を希望する場合には、本規程第4条に規定する手続きを経て延長を許可することができる。

(履修許可の通知)

第6条 志願者には、聴講許可の可否を通知する。

(聴講単位)

第7条 聴講生として聴講可能な科目数は、年間5科目以内とする。ただし、聴講科目的試験を受けることはできないので、単位の修得はできない。

(授業料)

第8条 聴講生として履修を許可された者は、別に定める授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(証明書)

第9条 聴講生には、次の証明書を発行する。ただし、通学証明書等は発行することはできない。

- 一 聴講生証明書（在籍中）
- 二 聴講期間証明書（在籍期間終了後）

(その他)

第10条 聴講生は、図書館・保健センター・学生食堂など本学で指定する学内施設を、利用することができる。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2009年4月1日より施行する。

宮城学院女子大学 教育環境と人権を守るためのガイドライン

1 趣旨

宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、「宮城学院女子大学倫理綱領」に則り、本学に学ぶ学生について、人としての尊厳を守り、安全かつ公正な環境の下で学生生活を送ることができるよう配慮する。本学 教授会は、学生

が学生生活において、人権侵害等のハラスメント行為によって被害を受けることを防止し、また被害を受けた者を救済することを目的として本ガイドラインを定める。学長はその実現に責任を負う。

2 定義

上のハラスメント行為による被害とは、教職員等が学生に対して、性的、身体的、人格的な差別的言動を行うこと、あるいは学習・研究指導、就職指導等の名の下に、職務・権限を逸脱して私的な介入や干渉を行うことによってもたらされるものを指し、行為者の意図の有無に拘らず、学生が不快・屈辱・脅威等を感じ、学生生活において支障を感じる状況をいう。本ガイドラインは、本学が行う教育、本学の責任下で行われるボランティア、就職活動、インターンシップ等、および本学のサークル活動に適用する。

なお、卒業生が在学中に被った被害も本ガイドラインの対象とする。

3 被害の予防

学長は、教育研究機関に勤務する者の職務・権限に対する自己規律の意識を高め、自己点検を促すために、関係機関に指示して次のことを行わせる。

- (1)大学構成員の人権尊重意識を高めるために、啓発・研鑽に資する諸活動を行うこと。
- (2)教育環境の整備のために、被害を誘発しかねない施設・設備上の問題点を各部署で点検し、使用規程や留意事項を明確にし、周知をはかること。
- (3)学習・研究等の指導の形態等について、各学科において、被害を誘発するおそれのある状況を点検し、防止策を講じ、周知をはかること。
- (4)その他、被害予防のための有効な措置をとること。

4 被害の相談と対応

大学は、被害の訴えへの早期対応のために、被害を容易に相談できる信頼に足る体制を整え、関係者の人権とプライバシーの保護への十分な配慮のもとに、迅速かつ適切な措置を講じる。問題の対応に携わる者は、人権尊重の立場に立って公正を旨とし、来談者に対してはその真意を受け止め、意思を尊重しつつ、原則として来談者の同意の下に問題の解決にあたる。なお、本人による直接の相談がない場合でも、ガイドラインによる対応が必要と判断される事態が発生した場合には、学長は関係者の人権を十分考慮して問題の取り扱い方を検討し、これを教授会に諮って適切な対策を指示する。

事案への対応は、次の流れに従う。

- ①被害の相談は、各教員、クラス担任、学生相談室、投書等が窓口となる。
- ②窓口で対応できない場合、相談を受けた者は相談の内容を検討委員会に報告する。検討委員会は、その扱いについての判断を行う。
- ③検討委員会において解決できない場合は、学長に報告し、調査委員会において対応する。調査委員会は、関係者から事情を聴取して、当事者間の解決の可能性を判断するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。
- ④調査委員会において解決できない場合は、学長に報告し、対策委員会において対応する。対策委員会は、当事者の人権に十分な配慮をしながら、事案についての聴取記録等の諸資料を検討し、速やかに具体的な対応策を含む報告書を作成して学長に提出する。
- ⑤学長は、対策委員会の報告書を教授会に上程し、事案

- に関する最終的な判断および対応を決定する。
- ⑥学長は、教授会の決定に基づき、謝罪、補償、権利の回復等、必要な措置を講じるとともに、再発防止の方策を講じる。
- 窓口の任務、検討委員会、調査委員会、および対策委員会の組織と任務等、被害の相談と対応の詳細については別に定める。

5 自己点検

教授会は、本ガイドラインが有効に機能するよう、定期的に自己点検を実施する。また、「宮城学院女子大学ハラスメント防止委員会」を設置し、適宜、本ガイドラインの見直しを行う。

附則

1. 本ガイドラインは、2013年4月1日より施行する。
2. 本ガイドラインの施行に伴い、1999年4月5日施行の「セクハラ防止等の、教育環境と人権を守るためにガイドライン」は廃止する。

宮城学院女子大学長期履修学生規程

第1条 この規程は、宮城学院女子大学（以下「本学」という）学則第3条第2項及び第3項の規定に基づき、長期履修学生について定めるものとする。

第2条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、本学教授会（以下「教授会」という）の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

第3条 本学に、長期履修学生として申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- (2)出産・育児・介護等を行う必要がある者
- (3)その他、教授会において適当と認められる者

第4条 長期履修学生となることを希望する者は、次の各号に定める書類を添えて、学科長を経て学長に申請するものとする。

- (1)長期履修学生申請書（様式第1号）
- (2)在職証明書又は就業が確認できる書類（前条(1)に該当する者）
- (3)その他、長期履修学生を申請する理由が確認できる書類（前条(2)又は(3)に該当する者）

2 前項の申請期限は、原則として次の各号に定める時期とする。

- (1)入学時に志願する者は、入学手続時に予備申請（様式第2号：予備申請書）をし、在学3年目の1月末までの時期に本申請（様式第1号）を行う。
- (2)在学中に申請を希望する者は、在学3年目の1月末までの時期に申請（様式第1号）する。

第5条 前条の申請については、教授会の議を経て、学長が許可する。

第6条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という）は、年度を単位とし、既履修単位状況をもとに4年次以降の在学期間（2～5年）を決定する。

第7条 許可された長期履修期間を1回に限り、短縮又は延長をすることができる。

- 2 前項により、短縮する場合の修業年限は5年を下回る

ことはできない。

- 3 長期履修期間の短縮又は延長を希望する者は、原則として在学4年目の1月末までに、長期履修期間変更申請書（様式第3号）により、学科長を経て学長に申請するものとする。
- 4 前項の申請については、教授会の議を経て、学長が許可する。

第8条 長期履修学生に係る授業料及び施設設備資金（音楽科の場合は楽器使用料を含む。以下「授業料等」という）は、学則第28条第1項に規定する授業料等の年額を、4年次に一括納入とする。

- 2 長期履修学生として納入した授業料等の返還は行わない。

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生制度の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2013年4月1日から施行する。